

共同生活援助（グループホーム）の運営について

1 運営や支援に関するガイドライン

(1) 概要

グループホームにおいて質の高いサービスを提供するため、運営や支援内容に関する基本的な事項を定めたガイドラインを厚生労働省が策定した。

(2) 県HPでの掲載箇所

県HP：「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/32595/guideline.pdf>)

2 地域連携推進会議の実施について

(1) 概要

閉鎖的になりがちな住まいの場における事業運営の透明性を高め、一定の質の確保を目的に、利用者・家族・地域住民の代表者などを構成員とする地域連携会議を開催することが令和7年度から義務化された。

※運営規定への位置付けも必要 ※外部の者による評価（第三者評価）により代替可能

(2) 参考資料

県HP：「地域連携推進会議の手引き」

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/32595/chiikirenkeisuishinkaigi.pdf>)

3 日中サービス支援型グループホームの報告・評価の制度

(1) 概要

地域に開かれたサービスとして質の確保を図る観点から、1年に1回以上、所在市町村の自立支援協議会へ事業実施状況を報告して評価を受けるとともに、協議会から必要な要望や助言等を聴くことが義務付けられている。

(2) 必要な手続き

市町村の自立支援協議会が定める期日までに所定の様式にて、市町村に事業の実施状況を報告。

(書類の様式及び提出期日等の詳細については、所在市町村の自立支援協議会所管課にご確認ください。)